

芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬施設を設置しようとする事業者に対し、公衆衛生上及び近隣住民の生活環境保全の見地から必要な指導を行うことにより、快適な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育されている犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット火葬施設 ペットを火葬するために設けられた固定の施設をいい、建築物等の内部に火葬炉を設置する場合のほか、屋外に火葬炉のみを設置する場合を含む。
- (3) 事業者 ペット火葬施設を設置しようとする者をいう。
- (4) 近隣住民 ペット火葬施設を設置しようとする土地の敷地境界線（以下「敷地境界線」という。）から水平距離が200メートルの範囲内にある土地または建物の所有者及び占有者をいう。

(市長の同意)

第3条 事業者は、市内でペット火葬施設を設置しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

(事前協議)

第4条 前条の同意の申請をしようとする事業者は、当該申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の3か月前までに、ペット火葬施設設置事前協議書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、ペット火葬施設の設置に係る計画（以下「設置計画」という。）について市長と協議を行わなければならない。

- 2 市長は前項の協議が成立した場合には、事業者に協議済書を交付するものとする。

(標識の設置)

第5条 前条第2項の協議済書を受理した事業者は、速やかに当該ペット火葬施設を設置しようとする敷地内の見やすい場所に、設置計画の概要を記載した標識を設置し、当該計画を公開しなければならない。

- 2 前項の標識を設置した事業者は、標識設置届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の標識は、工事完了日まで継続して設置するものとする。

(事前協議内容の変更)

第6条 事業者は、第4条に係る事前協議の内容を変更しようとするときは、ペット

火葬施設設置変更協議書（様式第3号）を提出し、設置計画の変更について市長と再協議しなければならない。

2 市長は、前項の再協議が成立したときは、事業者に変更協議済書を交付するものとする。

3 前項の変更協議済書を受領した事業者は、速やかに第5条に係る標識の記載事項を変更し、標識変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（説明会の実施）

第7条 第5条第2項の標識設置届出書（事前協議内容の変更を行った場合にあつては第6条第3項の標識変更届出書）を提出した事業者は、申請日の1か月前までに、近隣住民に対し、当該ペット火葬施設の設置計画についての説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、これらを説明会開催日の1週間前までに近隣住民に周知しなければならない。

3 事業者は、第1項の説明会の終了後速やかに、ペット火葬施設設置説明会報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（同意申請の手続き）

第8条 第3条に規定する同意を受けようとする者は、ペット火葬施設同意申請書（様式第6号）正本1部及び副本2部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、第4条から前条までに規定する手続きを経た場合に限り、行うことができる。

（同意の基準）

第9条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に挙げる基準にすべて適合している場合に同意するものとする。

(1) 施設を設置しようとする場所から200メートルの範囲内に、学校、病院その他公共的施設又は住宅（現に人の居住する建造物）がないこと。ただし、施設を設置しようとする場所から200メートルの範囲内に、学校、病院その他公共的施設がない場合で、当該範囲内に居住する住民の世帯の代表者の総数の3分の2以上の同意を得ているときは、この限りでない。

(2) 隣接する土地の所有者の同意を得ていること。

(3) 関係法令を遵守していること。

(4) 火葬に用いる焼却炉が別表に定める基準に適合していること。

（同意の可否の通知）

第10条 市長は、前条の基準に基づいて、同意の可否を決定し、その旨を事業者に通知するものとする。

（施設の変更）

第11条 第3条から前条までの規定は、事業者が施設の変更を行おうとする場合において準用する。ただし、その変更の規模及び近隣住民への影響等が軽微なものであって、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第12条 事業者は、ペット火葬施設の設置及び運用に当たっては、地域の公衆衛生の確保及び生活環境の保全に十分配慮するとともに、近隣住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、地域の公衆衛生及び生活環境を悪化させ又は近隣住民から苦情があったときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

(報告、調査等)

第13条 事業者、施工業者又は設計者は、この要綱の施行に必要な範囲において市長から報告又は調査への協力を求められたときは、これに応じなければならない。

(承継の届出)

第14条 事業者からペット火葬施設の所有権を譲り受けた者は、その事実を証する書類を添えて、速やかにペット火葬施設承継届出書(様式第7号)を市長に届け出るものとする。

(勧告)

第15条 市長は、この要綱の規定を遵守しないでペット火葬施設を設置しようとする事業者に対し、建設、工事の中止又は変更を勧告することができる。

2 市長は第12条の遵守事項を守らない事業者に対して、改善を勧告することができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない場合は、その旨及びその内容を公表することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に営業しているペット火葬施設については、第3条から第10条までの規定(第11条の規定により準用する場合を除く。)は適用しない。

別表（第9条関係）

火葬に用いる焼却炉の基準

- 1 空気の取入口及び煙突の先端以外に火葬設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、火葬することができるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 4 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- 5 臭気対策として二次燃焼室が設けられていること。
- 6 集塵装置を設けること。
- 7 排ガス測定のための採取口を設けること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置事前協議書 新規
 変更

芦屋市長 宛

名称（氏名）
 住 所
 代表者氏名 印
 電話番号

ペット火葬施設設置について事前協議をしたいので、芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | | | |
|-------------|---------|----------------|------|----------------|
| ペット火葬施設の名称 | | | | |
| ペット火葬施設の所在地 | | | | |
| 施設の概要 | 敷地面積 | m ² | | |
| | 建築面積 | m ² | 延床面積 | m ² |
| | 高さ | m | | |
| | 階数 | 地上 階 | 地下 階 | |
| | 火葬炉の数 | 基 | | |
| | 火床面積 | m ² | | |
| | 火葬設備の構造 | | | |
| 申請予定日 | 年 月 日 | | | |
| 説明会開催予定日 | 年 月 日 | | | |
| 工事着手予定日 | 年 月 日 | | | |
| 工事完了予定日 | 年 月 日 | | | |
| 営業開始予定日 | 年 月 日 | | | |

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

標識設置届出書

芦屋市長 宛

名称（氏名）

住 所

代表者氏名

印

電話番号

ペット火葬施設設置について標識の設置を行ったので、芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | |
|---------|-------|--|
| ペット火葬施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 標識設置年月日 | 年 月 日 | |

1. この届出書には、次に掲げるものを添付すること。

(1) 標識を設置した場所を明示した図面

(2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置変更協議書

芦屋市長 宛

名称（氏名）

住 所

代表者氏名

印

電話番号

ペット火葬施設設置について事前協議を行った内容に変更が生じたため、
芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第6条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | |
|-----------|-----|-------|
| ペット火葬施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 事前協議年月日 | | 年 月 日 |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変 更 年 月 日 | | 年 月 日 |

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

標識変更届出書

芦屋市長 宛

名称（氏名）

住 所

代表者氏名

印

電話番号

ペット火葬施設設置について標識の変更を行ったので、芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第6条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | |
|---------|-----|-------|
| ペット火葬施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |

ペット火葬施設設置説明会報告書

芦屋市長 宛

名称（氏名）
住 所
代表者氏名 印
電話番号

ペット火葬施設設置について説明会を行ったので、芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第7条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | |
|---------|---------|-----------------|
| ペット火葬施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 説明会 | 開催の公示方法 | |
| | 日時 | |
| | 場所 | |
| | 出席者 | 事業者側 名 住民側 名 |
| | 意見 | |
| | 回答 | |

1. この報告書には、次に掲げるものを添付すること。
 - (1) 説明会で配布したもの、提示したもの
 - (2) 説明会の議事録
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
2. 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに記入すること。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置同意申請書 新規
 変更

芦屋市長 宛

名称（氏名）
住 所
代表者氏名 印
電話番号

芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第8条の規定により、下記のとおり同意申請書を提出します。

記

| | | | | |
|-------------|---------|----------------|------|----------------|
| ペット火葬施設の名称 | | | | |
| ペット火葬施設の所在地 | | | | |
| 施設の概要 | 敷地面積 | m ² | | |
| | 建築面積 | m ² | 延床面積 | m ² |
| | 高さ | m | | |
| | 階数 | 地上 | 階 | 地下 階 |
| | 火葬炉の数 | 基 | | |
| | 火床面積 | m ² | | |
| | 火葬設備の構造 | | | |
| 工事着手予定日 | 年 月 日 | | | |
| 工事完了予定日 | 年 月 日 | | | |
| 営業開始予定日 | 年 月 日 | | | |

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

ペット火葬施設承継届出書

芦屋市長 宛

名称（氏名）

住 所

代表者氏名

印

電話番号

ペット火葬施設を承継したので、芦屋市ペット火葬施設の設置に関する指導要綱第14条の規定により、下記のとおり提出します。

記

| | | |
|-----------|-------|--|
| ペット火葬施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 被 承 継 人 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 承 継 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 承 継 の 理 由 | | |